

個人情報の共同利用

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

当組合では以下に記載の事業について共同実施していますので、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表します。

1. 事業主との健診事業の共同実施

①当組合では被保険者の健康管理、保持増進のため、健診データを事業主と共同利用します。

②共同利用する個人データ項目

・法定健診・生活習慣病健診における次の項目

受診者（被保険者）に係る、氏名・生年月日・事業所名・所在地・電話番号・健診実施機関名称・法定健診項目の結果数値・内容・所見

③共同利用する者の範囲

当組合	健診担当者
事業主	健康管理担当者

④共同利用する者の利用目的

- ・当組合、事業主ともに疾病の早期発見、医療機関等での受診指導、保健指導、健康教育、健康相談、健康水準の把握評価に利用します。
- ・事業主は、就業可否等の就業上の措置のためにも利用します。

⑤個人データ管理責任者（もしくは名称）

当組合	常務理事
事業主	個人情報管理責任者

2. 健康保険組合連合会との高額医療事業の共同実施

①健康保険組合と健康保険組合連合会（以下、「健保連」という）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。

その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受け取ることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

②共同利用する個人データ項目

- ・前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

③レセプトデータを共同利用する者の範囲

当組合	給付担当者、事務長
健保連	交付金交付事業グループ・高額医療担当職員、健保連の委託業者

④レセプトデータを共同利用する者の利用目的

- ・当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるために利用します。
- ・健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。
- ・また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報除いたうえで、金額・主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

⑤レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）

当組合	事務長
健保連	組合サポート部長